

第3期

八戸市教育振興基本計画（素案）

八戸市教育委員会

序 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、地方公共団体は教育振興のための計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。当市においては、平成 15 年に「八戸市教育プラン」を策定しており、「八戸市教育プラン」の計画期間満了に伴い、平成 25 年 1 月に第 1 期、平成 30 年 2 月に第 2 期八戸市教育振興基本計画を策定し、総合的かつ計画的に教育の振興に関する施策の推進を図ってきました。

教育を取り巻く環境について、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、予測困難な世の中になり、私たちの生活にも大きな影響が及んでいる状況にあります。このような状況下においても、教育に課せられた普遍的な使命のもと、将来に向けて必要な教育政策を確実にかつ継続して実施するため、これまでの第 2 期基本計画が令和 5 年度で計画期間が満了することから、新たに第 3 期八戸市教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、当市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育基本法第 17 条第 2 項）とするとともに、当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3）を実現させるものとして策定します。

また、八戸市総合計画を上位計画として補完・充実させるとともに、教育に関連する各種計画との整合及び連携を図ります。

3 計画期間

この計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

4 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、P D C A サイクルによる適切な進行管理を行います。

なお、事業の評価や社会の変化を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

第1章 教育を取り巻く環境の変化

1 予測困難な社会環境

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代と言われています。

第2期の八戸市教育振興基本計画期間中においても、これまでに経験したことのない事態が発生し、何度も危機に見舞われました。

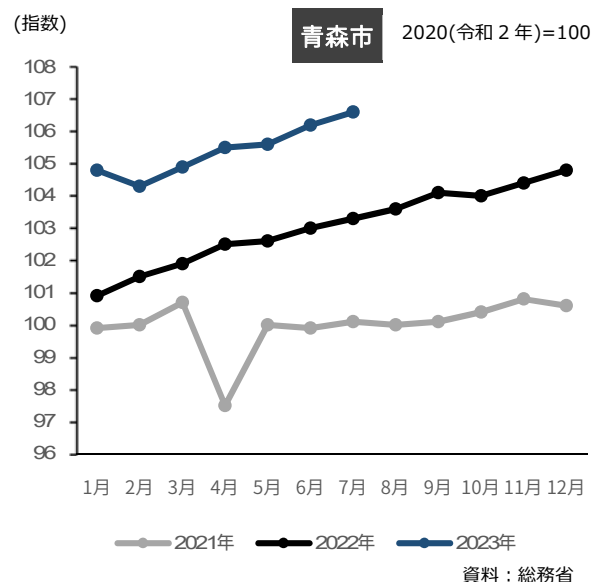
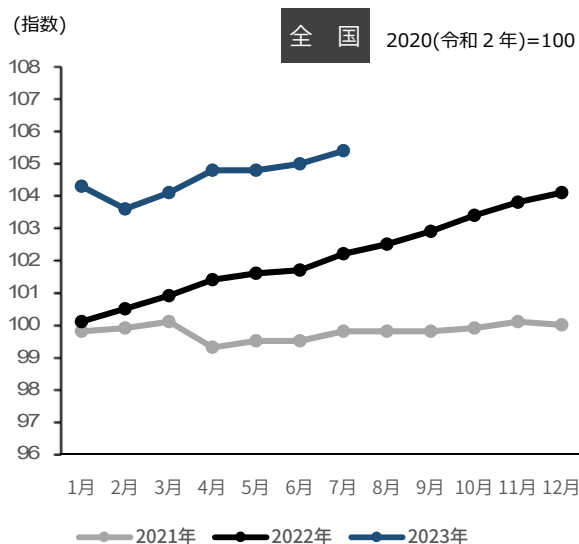
令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、流行と収束を繰り返し、令和5年5月に感染症分類が2類から5類へ移行するまでの約3年間、経済活動の停滞、人的交流の減少、生活様式の変化、そして、学校の臨時休校等による学びや体験活動の機会の減少などが多く見られました。

また、ロシアのウクライナ侵攻により、国際情勢等が不安定化しており、平和な社会が脅かされるとともに、様々な物価が高騰する事態も発生しました。

さらに、地球温暖化が要因の一つとされる異常気象により、毎年各地で災害級の大雨が降ることによる河川の決壊や大規模な土砂崩れが発生するようになりました。

このように、社会環境の変化により、過去の事例が参考とならない事態も多く発生し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしていることから、あらゆる変化に柔軟に対応することが求められるようになりました。

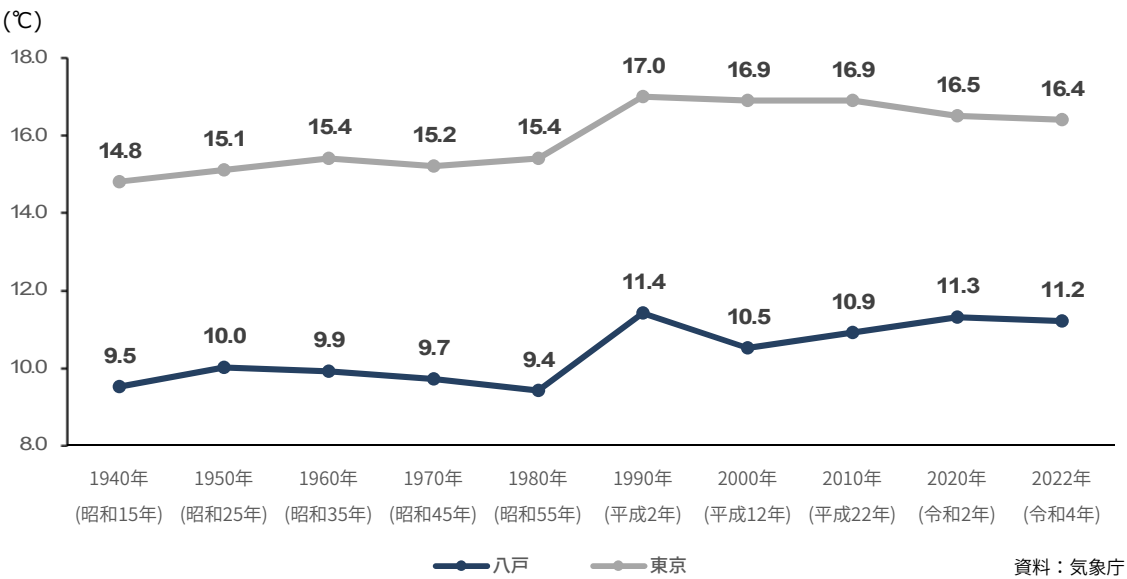
全国及び青森市の消費者物価指数



※**VUCA (ブーカ)** 将来の予測が困難であることを意味し、「Volatility (変動性)」「Uncertainty (不確実性)」「Complexity (複雑性)」「Ambiguity (曖昧性)」の頭文字をつなげた造語。

※**消費者物価指数** 全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するもの。ある時点を基準 (=100) とし、その時の物価に対してどの程度上昇 (又は下降) したかを比率で示している。

東京都及び八戸市の平均気温の推移



2 少子高齢化とグローバル化の進展

現在、日本は人口減少や少子高齢化が急速に進展しており、社会の担い手不足などが懸念されておりますが、当市においても例外ではありません。当市の総人口は平成 22(2010)年には 237,615 人、令和 2(2020)年には 223,415 人となっており、10 年間で 14,200 人の減少となっています。

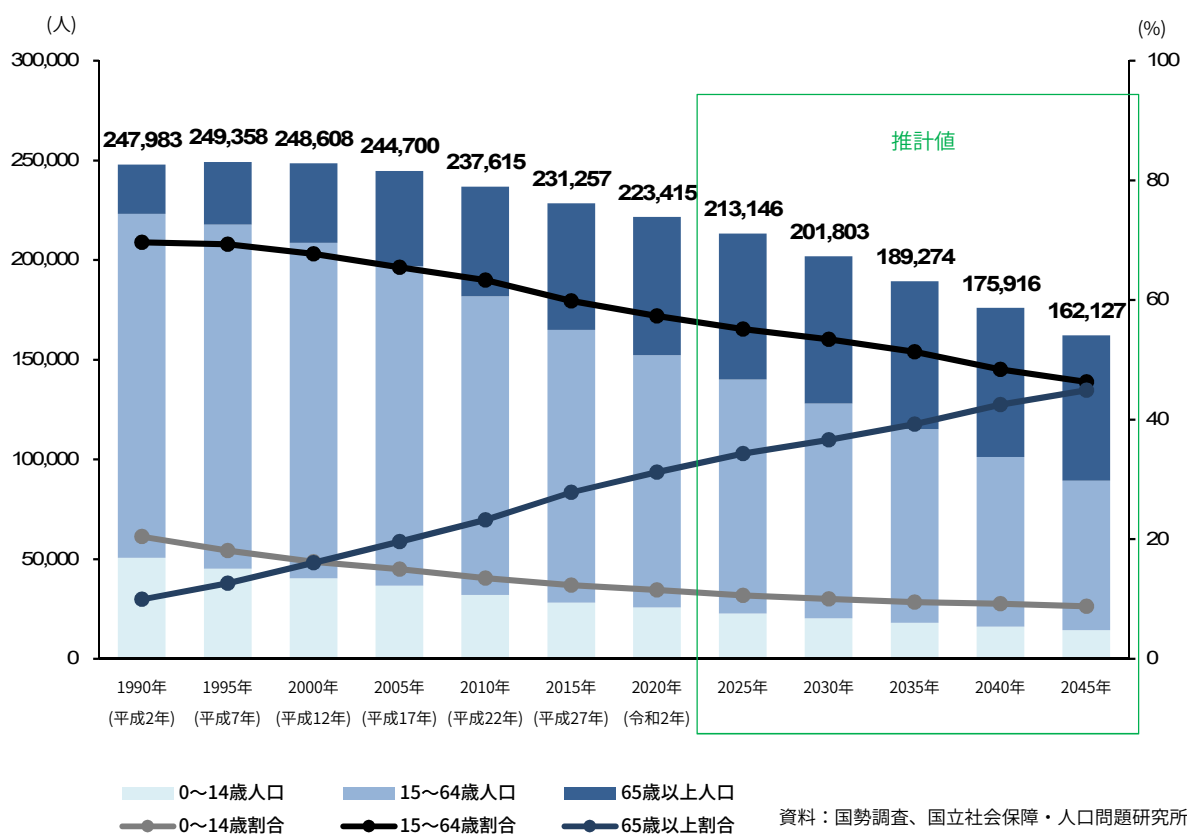
15 歳未満の人口は、平成 22(2010)年には 31,926 人、令和 2(2020)年には 25,669 人となっており、10 年間で 6,257 人の減少となっています。

一方で、65 歳以上の高齢者の人口は、平成 22(2010)年には 55,030 人、令和 2(2020)年には 69,756 人となっており、10 年間で 14,726 人の増加となっています。

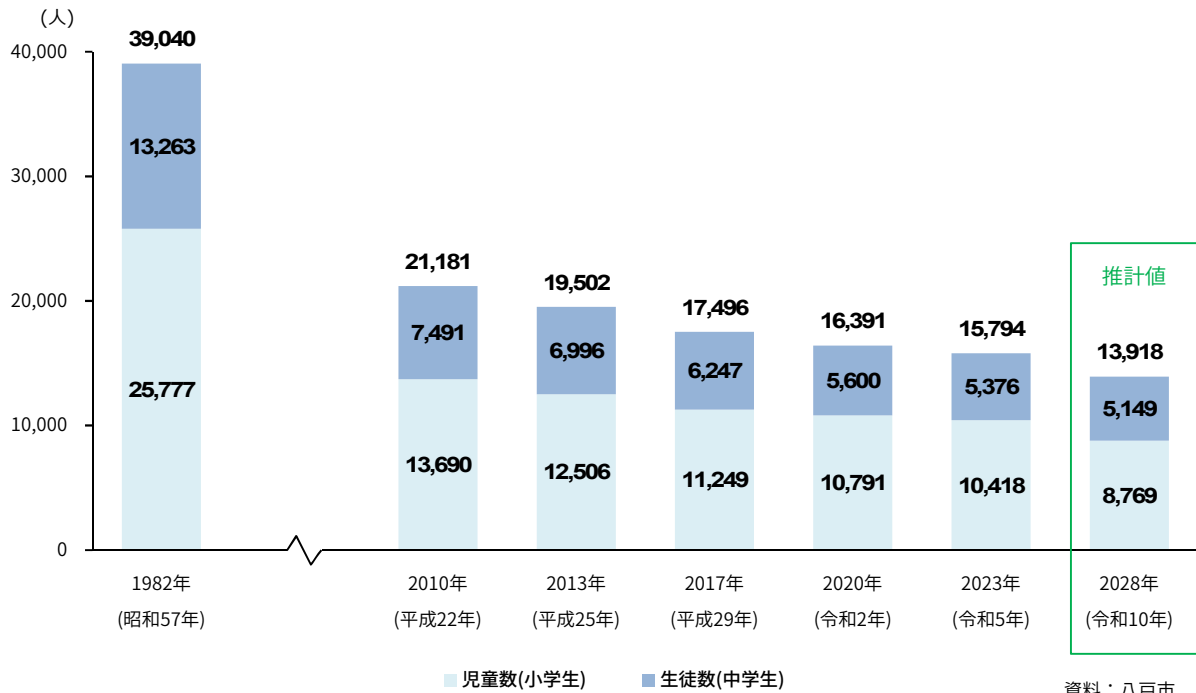
また、当市の外国人住民数は、東日本大震災からの復興とともに増加傾向になり、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和 3(2021)年まで一時的に減少しましたが、現在は大きく増加に転じております。

人口減少や少子高齢化社会は今後も続くものと考えられており、外国人と共存し地域社会の活性化を担う、グローバルな視点を持った人材の育成が求められています。

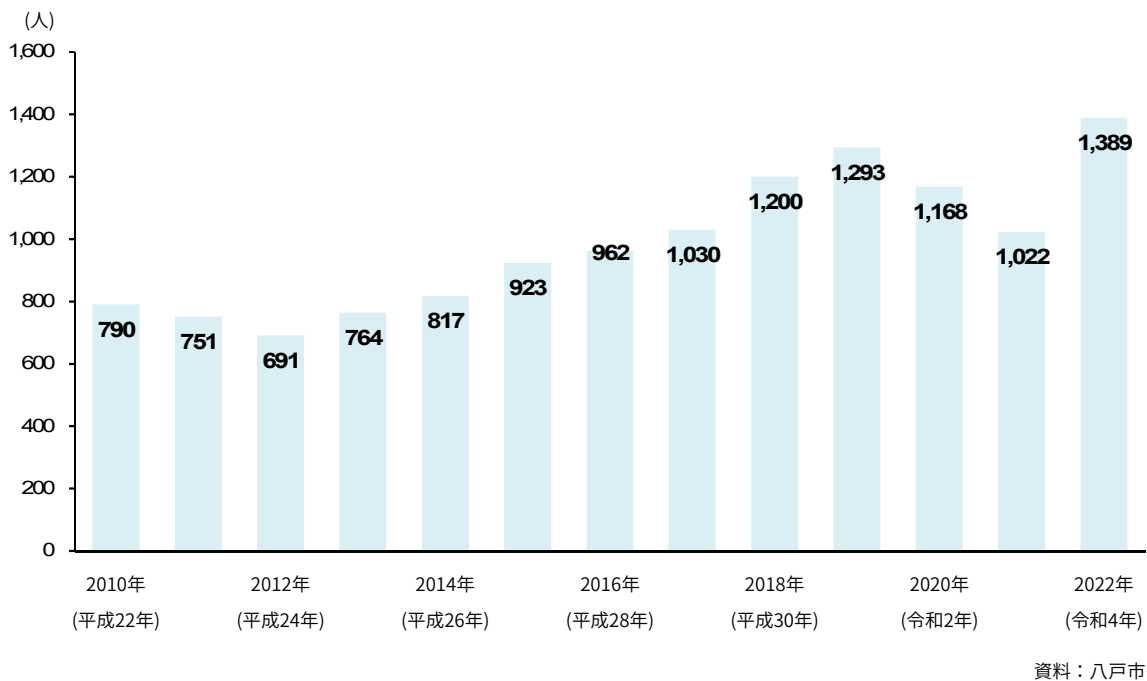
八戸市の総人口及び年齢 3 区分別人口の推移と推計



八戸市の小・中学校の児童生徒数の推移と推計



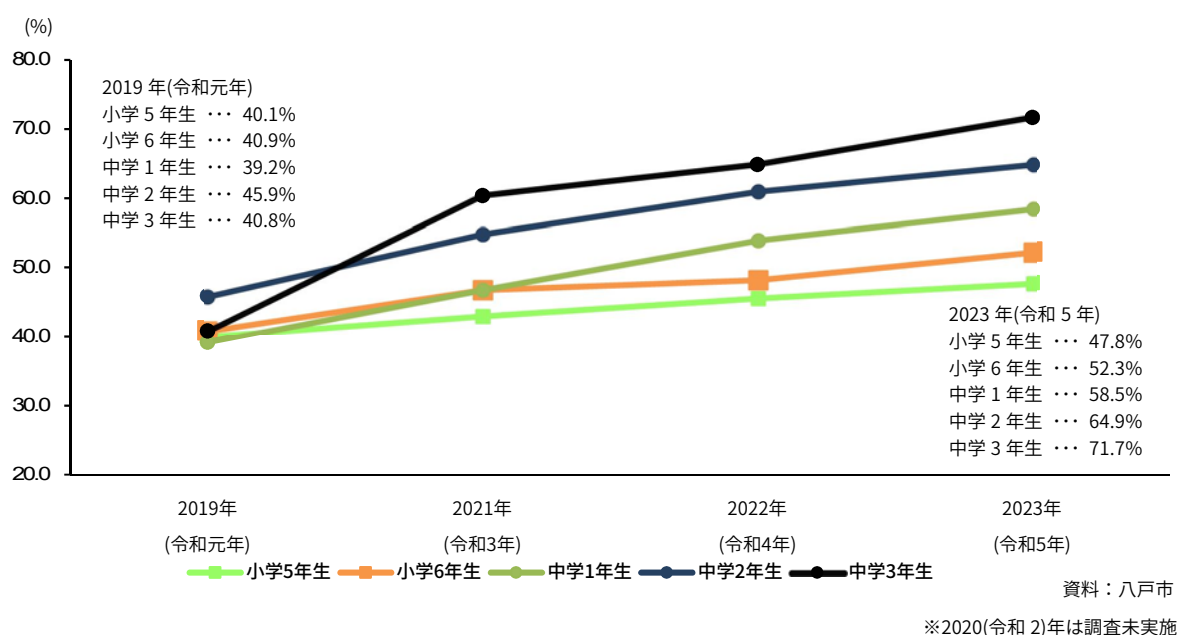
八戸市の外国人住民数



3 DX 社会の進展

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、私たちの生活様式の中で、ICT の活用が飛躍的に拡大しています。例えば、当市の子どもたちの携帯電話やスマートフォンの所持率は年々増加しており、小学校 5・6 年生と中学校の全学年で 4 割を超える状況にあります。そのほか、テレワークやオンライン会議などは、現在の生活様式には欠かせないものとなっているほか、人口減少や少子高齢化が進む中において、これからの私たちの暮らしや社会に大きな変化をもたらす可能性を持っている、デジタルトランスフォーメーションへの対応が求められています。

児童生徒の携帯電話・スマートフォン所持率



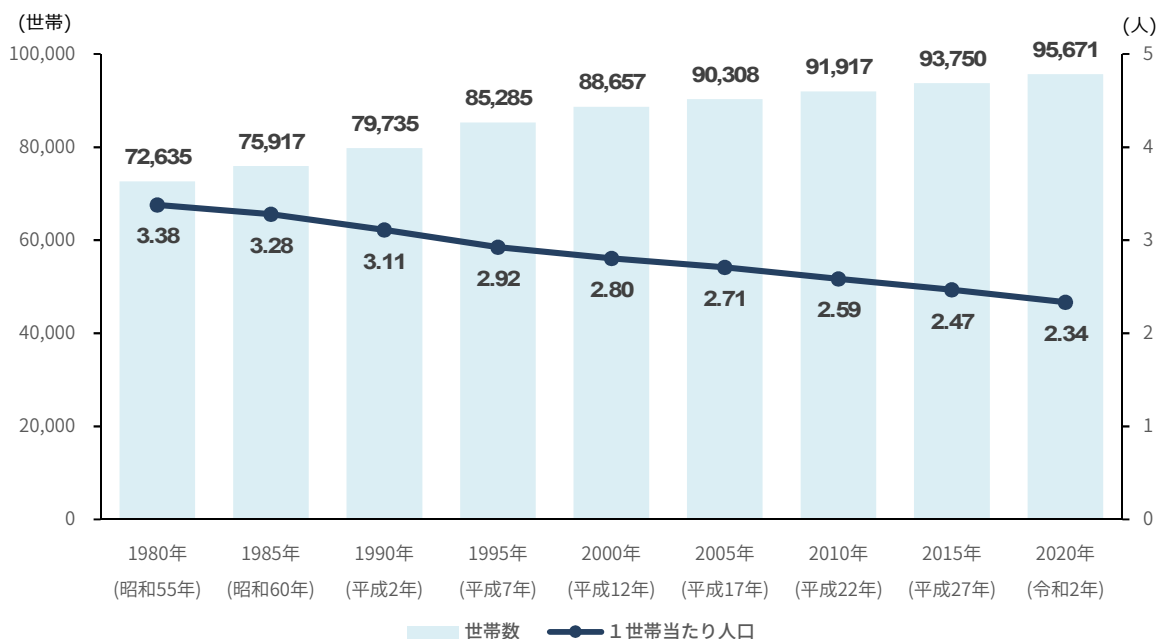
※**デジタルトランスフォーメーション** デジタル技術やデータの活用によってサービスや業務、組織を変革すること。「Digital X(Trans)-formation」の頭文字を取って **DX** と表記される。

4 地域・家庭状況の変化

核家族化やひとり親世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化している中で、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で子どもたちの教育を支える重要性が高まっています。

こうした状況で、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」の考え方が重視されてきており、誰もが地域や社会とのつながりを持つことができるように、教育を通じて「ウェルビーイング」の向上を図っていくことが求められています。

八戸市の世帯数の推移



※**ウェルビーイング** 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念

夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸

「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」は、平成 12 年に学校教育の基本理念として掲げられ、平成 15 年に策定された「八戸市教育プラン」においては、八戸市の教育全ての分野における基本理念とされました。そして、平成 25 年に策定された第 1 期教育振興基本計画や平成 30 年に策定された第 2 期教育振興基本計画においても基本理念と位置づけ、「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を育む教育の実現のために様々な施策に取り組んできました。

時代の変化により、教育を取り巻く環境は大きく変わっていますが、「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を育むことは、当市の教育において原点と言えるものであることから、第 3 期八戸市教育振興基本計画においても、「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」を八戸市の教育の基本理念とします。

2 基本理念の目指す教育の姿

現代は、将来を予測することが困難な時代ですが、そのような中でも、教育の持つ普遍的な使命のもと、学校や地域と連携し自らの力で課題を解決できる人材の育成や、人と人とのつながりの中で生きていく環境整備など、教育を通じて取り組むべきものはたくさんあります。第 3 期八戸市教育振興基本計画においても、「生きる力」の源となる「夢」、人と人との絆を結ぶ「ふれあい」、郷土「八戸」に対する誇りと愛着を育み、市民のウェルビーイングの向上につなげるため、基本理念の目指す教育の姿を次のとおりとします。

自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育

郷土を愛し、郷土とともに生きる教育

3 施策の体系

(1) 体系の構成

第3期八戸市教育振興基本計画においては、基本理念及び基本理念の目指す教育の姿を踏まえた施策を、大施策、中施策、小施策の3つの階層で体系的に整理しています。

大施策は基本となる施策であり、大施策ごとに現状と課題を示し、そこから必要とされる施策の方向性を中施策とし、中施策実現のために実施する施策を小施策として掲載しています。

大 施 策	中 施 策	小 施 策
基本理念及び基本理念の目指す教育の姿を踏まえた基本となる施策	大施策における現状と課題から必要とされる施策の方向性	中施策実現のために実施する施策

(2) 施策の体系

大 施 策	中 施 策	小 施 策
1 持続可能な社会を創るための資質・能力の育成	(1) 確かな学力の育成	① 主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開
		② 次世代を担う人材育成
		③ 校種間連携の充実
	(2) 豊かな心の育成	① いのちの教育の充実
		② 体験学習の充実
		③ 読書活動の充実
	(3) 健やかな体の育成	① 学校保健・食育の充実
		② 体力の向上
2 共生社会の実現に向けた支援の充実	(1) 多様な教育ニーズへの対応	① 特別支援教育の充実
		② 子どもに関する相談・支援体制の充実
	(2) 経済的支援の充実	① 奨学金事業の充実
		② 就学前・高等学校教育への支援
3 学びを支える学習環境・指導体制等の整備	(1) 安全・安心な環境の整備	① 学校施設の整備
		② 学校規模・配置の適正化
		③ 防災教育の充実
	(2) 指導・運営体制の充実	① 教職員研修の充実
		② 支援スタッフの充実
		③ 学校D Xの推進

4 地域の教育力向上と地域コミュニティの基盤強化	(1) 学校・家庭・地域の連携・協働	① コミュニティ・スクールの推進
		② 家庭の教育力の向上
		③ スポーツ・文化的活動の支援
	(2) 生涯学習の充実	① 多様な学習機会の提供
		② 講座・展覧会等の開催
	(3) 社会教育施設の機能強化	① 社会教育施設の機能強化
5 文化財等の保護・活用の充実	(1) 文化財の保存活用	① 史跡の整備活用の充実
		② 文化財・名勝等の保存管理、活用の充実
		③ 民俗文化財の保存継承の充実
		④ 考古資料と遺跡の調査研究の充実
	(2) 歴史記録の保存活用	① 歴史記録の保存活用の充実

第3章 施策の方向性と今後の展開

1 持続可能な社会を創るための資質・能力の育成

【現状と課題】

現代は、グローバル化や気候変動、少子化・人口減少、国際情勢の不安定化など、将来の予測が困難な時代であり、その中で、一人ひとりのウェルビーイングを実現し、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかななくてはなりません。

そのためには、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」となるための資質・能力を育成することが必要です。

施策の方向性(1) 確かな学力の育成

子どもたち一人ひとりの資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を支援するとともに、郷土への愛着や誇りをもち、地域社会でも国際社会でもグローバルな視点を持って活躍する次世代を担う人材の育成を推進します。

また、「子どもの発達や学びの連続性」という視点で、就学前教育から小・中学校教育への円滑な接続を図るため、学校種（学校段階）間の連携を推進します。

【施策の概要】

①主体的・対話的で深い学びを実現する授業の展開

市立小・中学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のための支援に取り組みます。

【主な事業】

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

②次世代を担う人材育成

郷土への愛着や誇りをもち、地域社会でも国際社会でもグローバルな視点を持って活躍する、次世代を担う人材の育成に取り組みます。

【主な事業】

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

③校種間連携の充実

「子どもの発達や学びの連続性」という視点で、幼稚園・保育所(園)・認定こども園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続に向けた校種間連携の推進に取り組みます。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(2) 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育み、子どもたちのウェルビーイングの向上を図るため、「いのちの教育」や体験学習、読書活動等を推進します。

【施策の概要】

①いのちの教育の充実

道德教育に加え、医師・獣医師等の専門家を活用した「いのち」に関する教育活動を通じて、自他の生命の尊重や他者を思いやる心、自己肯定感などの育成に努めます。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②体験学習の充実

子どもたちの実感を伴った理解に資するとともに、地域に対する誇りや愛着を育むために、各学校が実施する体験学習やボランティア活動等を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

③読書活動の充実

子どもたちが本に触れる機会を作るとともに、図書館及び学校図書館の機能向上と充実により、読書に親しむ環境づくりを推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(3) 健やかな体の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、健康でたくましく生きるために、学校保健・食育の推進及び子どもたちの体力の向上を推進します。

【施策の概要】

①学校保健・食育の充実

子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、学校保健活動及び食育を推進するとともに学校給食の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②体力の向上

子どもたちがスポーツに親しみ、継続することにより、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

2 共生社会の実現に向けた支援の充実

【現状と課題】

将来の地域の担い手となる子どもたちは、公平に誰一人取り残されことなく、誰もが生き生きとした人生を送るために、障がいの有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境に関わらず教育を受ける権利があります。

そのためには、多様なニーズを有する子どもたちに対応した学びの機会の確保と、手厚いサポート体制の構築を進め、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現により、子どもたちのウェルビーイングの向上を図ることが必要です。

施策の方向性(1) 多様な教育ニーズへの対応

多様なニーズを持つ子どもたちに対し、一人ひとりに適した学びの機会を確保するなど、自立や社会参加に向けた支援体制の拡充に努めます。

【施策の概要】

①特別支援教育の充実

障がいのある子どもなど、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対し、個々の教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②子どもに関する相談・支援体制の充実

いじめや不登校のほか、子どもの貧困など、子どもたちが抱える様々な課題を解決するために、相談・支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(2) 経済的支援の充実

経済的理由により進学・修学が困難な生徒に対する支援を拡充します。

また、幼児教育や高等学校教育現場の環境の充実を図るための支援を行います。

【施策の概要】

①奨学金事業の充実

経済的理由により修学が困難な生徒に対し貸与または給付している奨学金について、意欲のある誰もが学ぶことができるよう、給付型奨学金の拡充に努めます。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②就学前・高等学校教育への支援

幼児教育の振興と充実を図るため、学校法人が設置する私立幼稚園及び認定こども園に対して教育環境等の整備に向けた支援を行います。

高等学校教育の振興と充実を図るため、私立高等学校及び私立中高一貫校に対して教育環境等の整備に向けた支援を行います。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

3 学びを支える学習環境・指導体制等の整備

【現状と課題】

現代は将来の予測が困難な時代であり、また、学校や子どもたちをめぐる課題が多様化・複雑化している中において、子どもたちの安全・安心を確保しつつ新しい時代の学びを実現するための学習環境や指導体制を整備することが求められています。

そのためには、学校施設等の整備や防災教育を進めるとともに、教職員のさらなる資質能力の向上を目指した研修の充実に加え、支援スタッフとの連携や学校DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する必要があります。

施策の方向性(1) 安全・安心な環境の整備

子どもたちの安全・安心な学習環境を確保するための施設整備や防災機能強化等を推進するとともに、少子化が急激に進行する中で子どもたちの学びを保障するために必要な見直しを進めます。

【施策の概要】

①学校施設の整備

子どもたちの安全な教育環境を維持するため、施設の安全・維持管理の取組を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②学校規模・配置の適正化

児童生徒数の減少、部活動等の集団活動における効率的な運営等を考慮し、通学区域の見直しや学校統合等、適正な対応を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

③防災教育の充実

災害発生時における適切な判断力と行動力を身に付け、自らのいのちを守る意識の向上を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(2) 指導・運営体制の充実

研修による教職員のさらなる資質能力の向上を目指すとともに、学校の働き方改革も踏まえた支援スタッフとの連携・分担体制の構築や、学校 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進により、指導・運営体制の充実を図ります。

【施策の概要】

①教職員研修の充実

教職員一人ひとりの意欲や資質・能力の向上につながる研修等の拡充に取り組むことにより、魅力ある質の高い教職員集団の形成を図ります。

【主な事業】

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

②支援スタッフの充実

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応するため、専門性の高い教科サポートスタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの配置を拡充します。

【主な事業】

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

③学校DXの推進

教職員の負担軽減と教育におけるデジタル分野の連携・分析・利活用を促進するため、学校DXを推進します。

【主な事業】

- ・ ○ ○ ○ ○
- ・ ○ ○ ○ ○

4 地域の教育力向上と地域コミュニティの基盤強化

【現状と課題】

地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが重要です。また、現代は、人生 100 年時代と言われ、子どもから大人まで人生を豊かにするための学びの意欲を持った人が、生涯を通じて学ぶことのできる学習機会を確保することが必要となります。

そのためには、学校・家庭・地域が連携・協働して「地域とともにある学校づくり」や「地域づくり」、「まちづくり」を進めることが重要となります。そして、保護者を含めた地域住民が共に学ぶ機会を通じて、人と人との「つながり」や「かかわり」を作り出し、地域コミュニティにおけるウェルビーイングの向上を図ることが必要です。

施策の方向性(1) 学校・家庭・地域の連携・協働

学校・地域の課題解決に向けて学校・家庭・地域が連携・協働して取り組むことで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【施策の概要】

①コミュニティ・スクールの推進

学校・家庭・地域が連携・協働して「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②家庭の教育力の向上

保護者等を対象に家庭教育に関する研修会等を開催するなど、学校等の関係機関と地域が連携しながら家庭における教育力の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

③スポーツ・文化的活動の支援

子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりについて一体的に推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(2) 生涯学習の充実

学びの意欲を持った人の学習機会を保障する環境を整備し、生涯に渡って活躍できるよう生涯学習の充実に努めます。

【施策の概要】

①多様な学習機会の提供

公開講座や文化芸術活動などにより、学ぶことの充実感を得られるよう、様々な学びの場を提供します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②講座・展覧会等の開催

社会教育施設等を活用した展示・学習会・講座等を通じて、広く市民に学びの場を提供します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(3) 社会教育施設の機能強化

生涯学習の充実を図るため、社会教育施設の適正な管理に取り組みます。

【施策の概要】

①社会教育施設の機能強化

社会教育施設の効果的な活用を維持するため、定期点検や修繕等を適切に実施し、施設の維持管理の適正化を図ります。

【主な事業】

- ○○○○
- ○○○○

5 文化財等の保護・活用の充実

【現状と課題】

当市には、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である是川石器時代遺跡をはじめ、三陸復興国立公園に属する名勝種差海岸や、天然記念物である蕪島ウミネコ繁殖地、ユネスコ無形文化遺産に登録された八戸三社大祭の山車行事、国の重要無形民俗文化財に指定されている八戸えんぶり、国宝となっている合唱土偶、赤糸威鎧兜・大袖付、白糸威褌取鎧兜・大袖付など国内外に誇る文化的地域資源が多数あります。

こうした資源は、地域の先人たちによって長きにわたり守られてきた財産であり、文化が多様化する現代においても、地域固有の文化として保存するとともに、文化的価値を損なうことなく活用方法を検討しながら、後世に伝えていくことが重要となります。

施策の方向性(1) 文化財の保存活用

文化財等の適切な保存・継承に取り組むとともに、史跡や名勝等の活用において必要な整備を推進します。また、各種調査等の結果については、市民をはじめ広く公開し、市の文化財等の周知を図ります。

【施策の概要】

①史跡の整備活用の充実

市民や観光客等に広く史跡に触れてもらうため、史跡の整備を実施するとともに、生涯学習及び観光・まちづくりの拠点としての活用を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

②文化財・名勝等の保存管理、活用の充実

文化財等の適切な保存管理を推進するとともに、広く周知するための活用を図ります。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

③民俗文化財の保存継承の充実

民俗芸能等を消滅させることなく後世に伝えるため、伝承者の育成、記録資料の整理・保存等に取り組みます。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

④考古資料と遺跡の調査研究の充実

遺跡の記録保存、分析等を行い、その成果として新たな地域の歴史を公開するとともに、資料の活用を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○

施策の方向性(2) 歴史記録の保存活用

当市に保存されている歴史的資料等の整理保存を推進し、市民への周知等、地域資源としての活用を図ります。

【施策の概要】

①歴史記録の保存活用の充実

保存資料の解読、分析等により、今後の文化財等の周知と活用を推進します。

【主な事業】

- ・ ○○○○
- ・ ○○○○